

役員等報酬規程

社会福祉法人 和歌山社会事業協会

社会福祉法人 和歌山社会事業協会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関する事項を定める。

(理事長報酬)

第2条 理事長に対して理事長報酬を支給する。

2 支給額は、月額40万円とし、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に現金にて支払う。

(業務執行理事報酬)

第3条 業務執行理事に対して業務執行理事報酬を支給する。

2 支給額は、月額5万円とし、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に現金にて支払う。

(役員等報酬)

第4条 役員及び評議員が理事長の指示により、特段の法人業務を行った場合、報酬を支給する。

2 支給額は、日額6千円とし、その都度現金にて支払う。

(役員等費用弁償)

第5条 役員等の理事会及び評議員会への出席について費用弁償をする。

2 支給額は、5千円とし、その都度現金にて支払う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成18年 8月31日から施行する。

改正年月日 平成29年 4月 1日